

※ 令和4年2月21日「生活困窮者自立支援
のあり方等に関する論点整理のための検討
会WG各事業の在り方検討班」資料3

貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等） について

1. 検討の視点と主な意見

第1回論点整理検討会において示された議論の視点

- ・ 貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）の在り方について

- 一 平成30年改正法以降の実施状況を踏まえた生活支援、小学生から高校生まで切れ目のない支援の更なる促進に向けた検討

第1回論点整理検討会における主な意見について

- （子どもの）課題が複合化していく中で、支援員のスキルをあげていくことも重要ではないか。（渡辺構成員）
- コロナの影響で財政が厳しく、事業をやりたくても実施できない自治体がある中で、補助率の引き上げ等実施に向けた支援が必要ではないか。（渡辺構成員）

第1回ワーキンググループにおける主な意見について

- 福祉と教育（学校）の狭間は大きい。制度の狭間や行政の縦割りの問題があり、学校が子供の貧困のプラットフォームになり切れていない。（青砥構成員）
- 子どもの学習・生活支援事業など、家族の理解が得られないなど利用が進まない実態がある。（尾崎構成員）

第2回論点整理検討会における主な意見について

- コロナであぶり出された困窮予備軍への支援、子どもへの支援について検討するべき。現場サイドで重層的な仕組みを作っていく、より大きな見地から制度を作っていくということも必要。（勝部構成員）

資料構成

1. 貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）における現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P.3
2. 新型コロナウイルス感染症による支援への影響等・・・・・・・・・・・・・・・・ P.15

1. 貧困の連鎖防止（子どもの学習・生活支援事業等）における現状と課題

【データに関する留意事項】

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合調査研究会）

・536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

※ 厚生労働省調べ「生活困窮者自立支援法等に基づく各事業の令和2年度事業実績調査」

・精査中のため数値が変動する場合あり。

2. 子どもの学習・生活支援事業

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員ＯＢ等の活用等）。改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

（高校中退防止の取組を含む）

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等

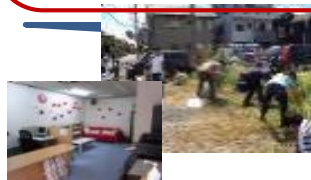


教育及び就労（進路選択等）に関する支援

- 高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等

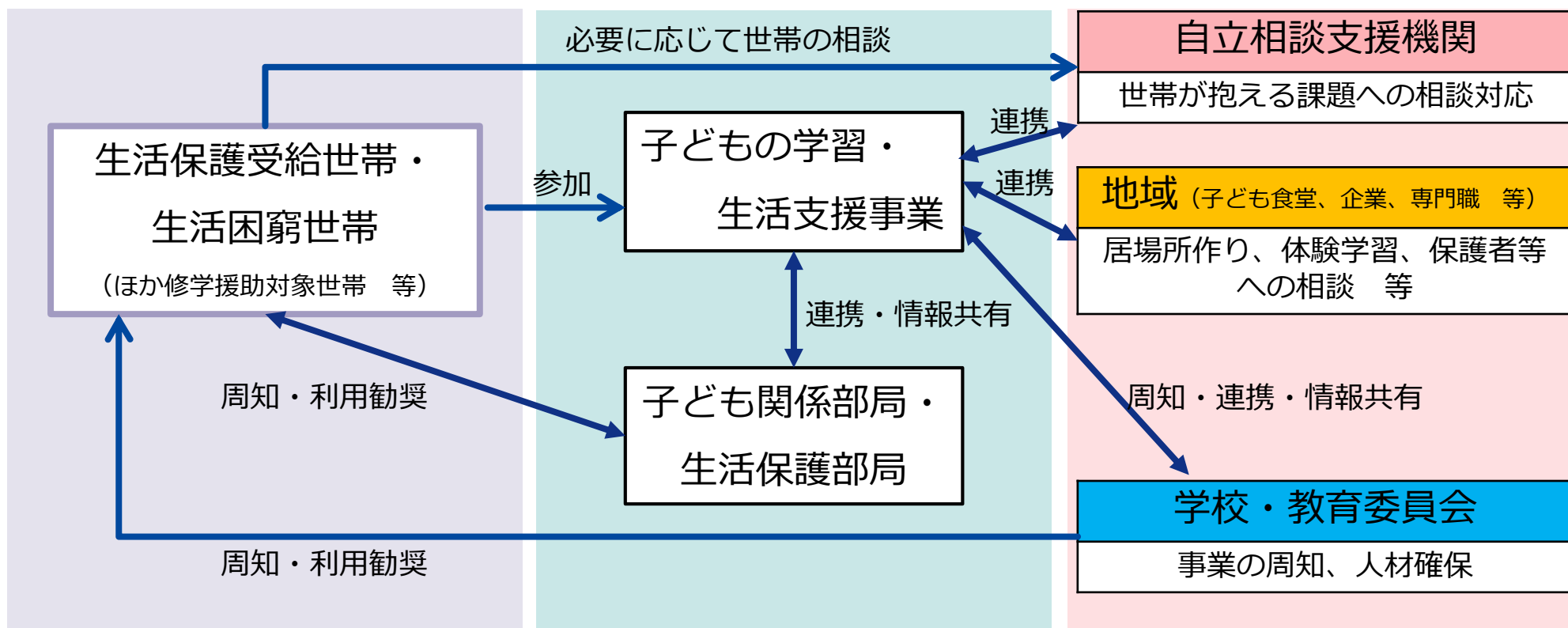


子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）



3. 支援体系

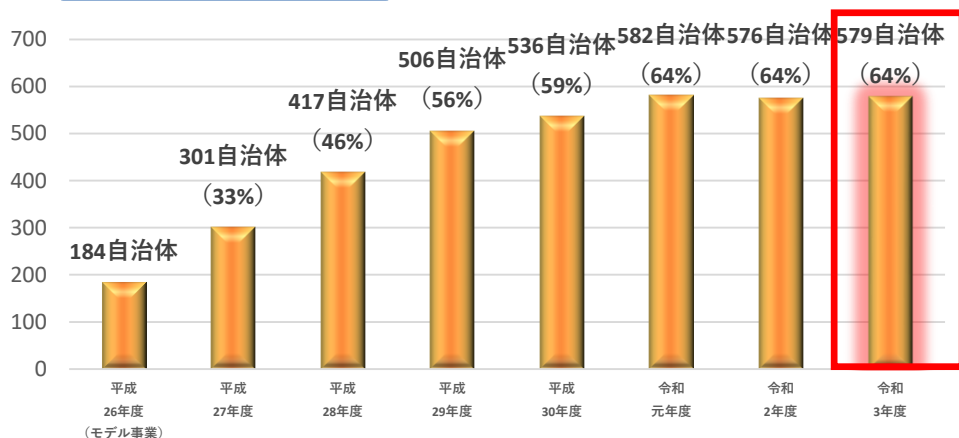
- 生活保護部局や学校等と連携し、生活保護世帯を含む生活困窮世帯に対して、子どもの学習・生活支援事業の周知を行い、事業の参加を促す。
- 利用者は事業を通じて学習支援のほか、地域の子ども食堂や企業、専門職等と連携し、集団行動を学ぶ体験学習、将来を考えるきっかけとなる職業体験や専門職を活用した子どもと保護者に対する相談等を実施する。
- こうした取組を通じて把握した子どもの家庭が抱える課題等については、必要に応じて学校や自立相談支援機関と連携・情報共有を行う。



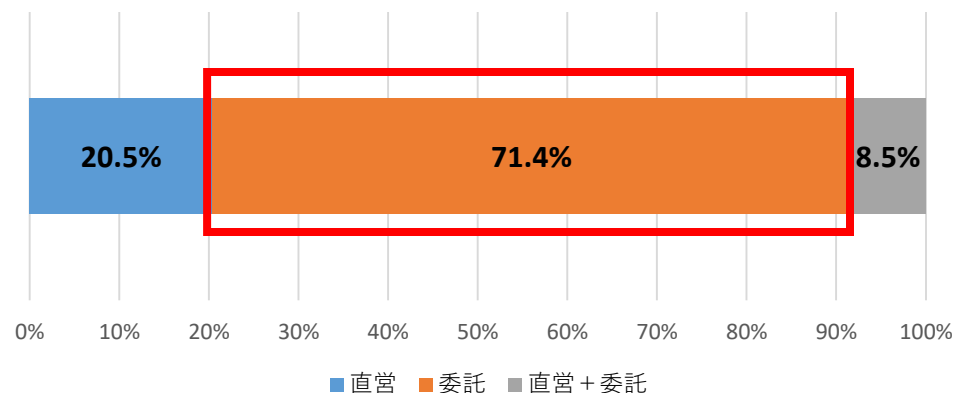
4. 子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。人口10万人未満の自治体、特に人口3万人未満の小規模自治体の実施率が低い。委託先はNPO法人が最も多く、次いで社会福祉協議会となっている。

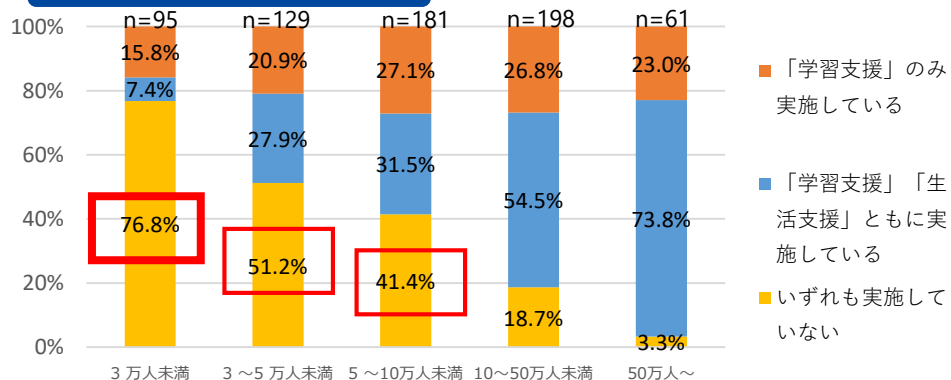
実施自治体の推移



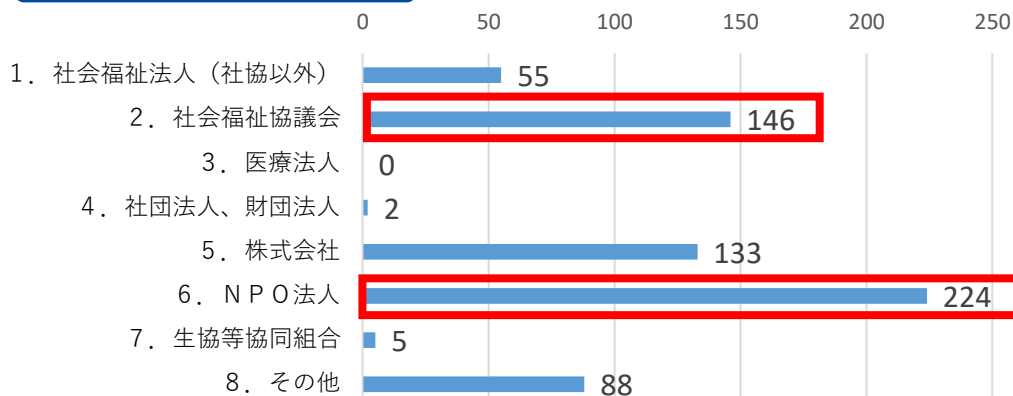
運営方法 (n=578)



人口規模別の実施状況



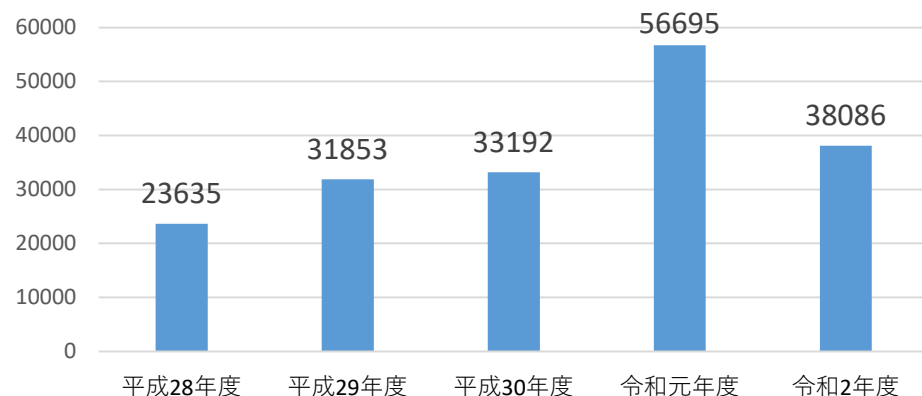
委託先別 (n=460)



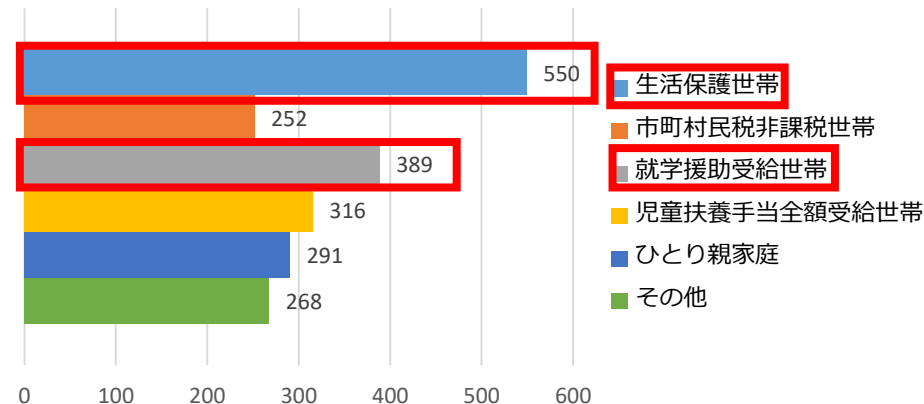
4. 子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

- 事業の対象世帯は自治体によって様々である。そのため、参加者の属性別では生活保護世帯が33.4%となっている。また、学年別では中学1年～2年が31.9%と最も多く、次いで中学3年が25.7%である一方、高校生以上は10.3%とそれほど多くない状況である。

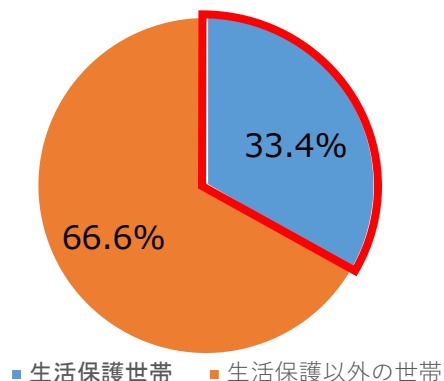
利用人数の推移



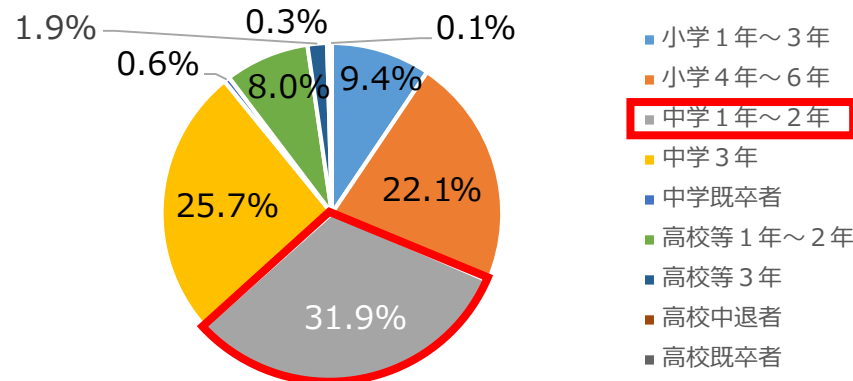
対象世帯 (n = 579)



事業の参加者数 (n = 56,695)



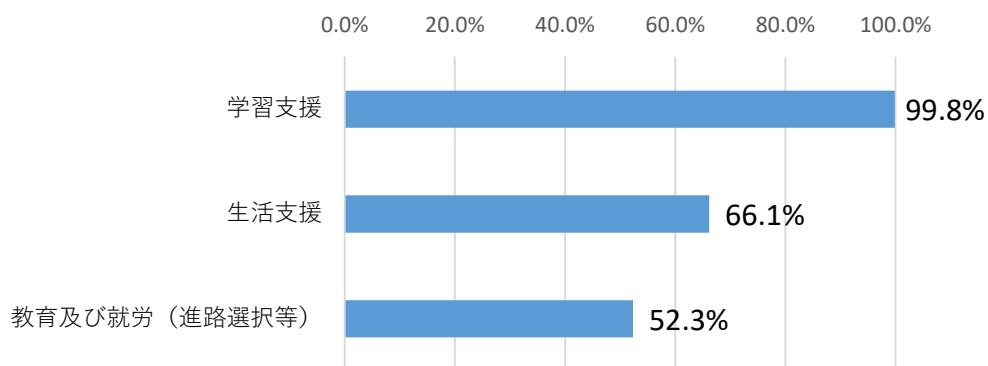
参加者数 (n = 35,938)



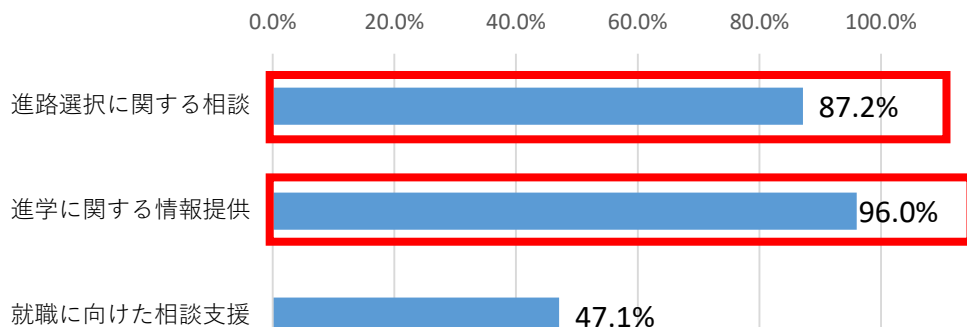
4. 子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

- 生活支援のうち、「子どもに対する支援」については、「居場所の提供・相談」「日常生活習慣の形成」「社会性の育成」はいずれも80%を超えている一方で、「体験活動等」は53.6%であった。また、「保護者に対する支援」については、「養育に必要な知識の情報提供」「自立相談支援機関や各種支援施策の情報提供・利用勧奨」はいずれも90%を超えている。さらに、「教育及び就労」については、「進学に関する情報提供」「進路選択に関する相談」はいずれも80%を超えている一方で、「就労に関する相談支援」は47.1%であった。

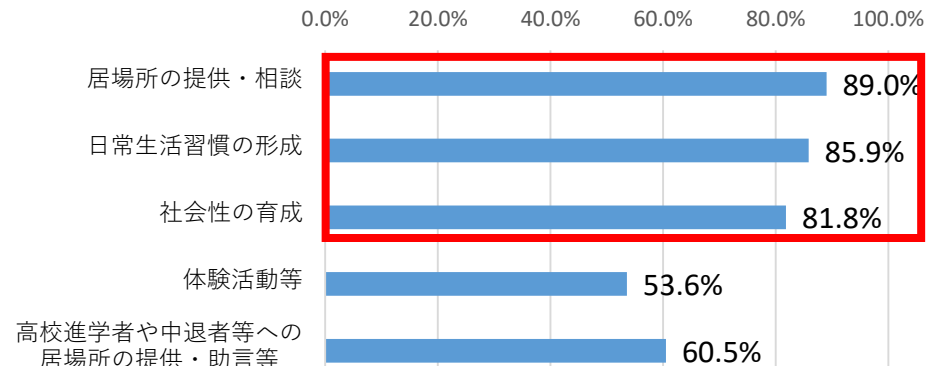
支援の取組状況（n=579）



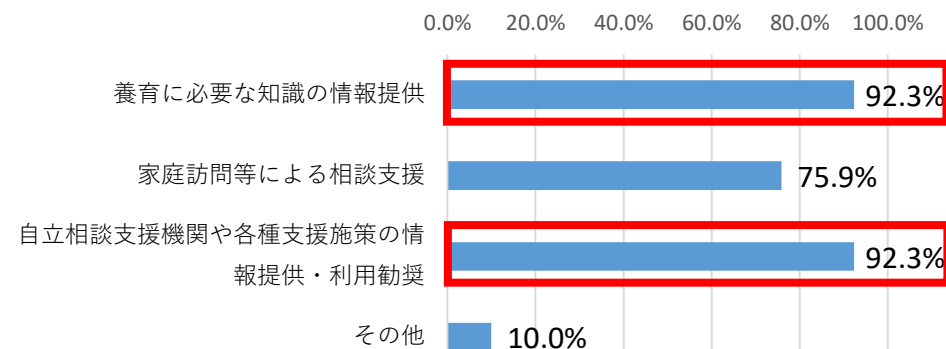
教育及び就労（n=327）



生活支援（子どもに対する支援）（n=347）



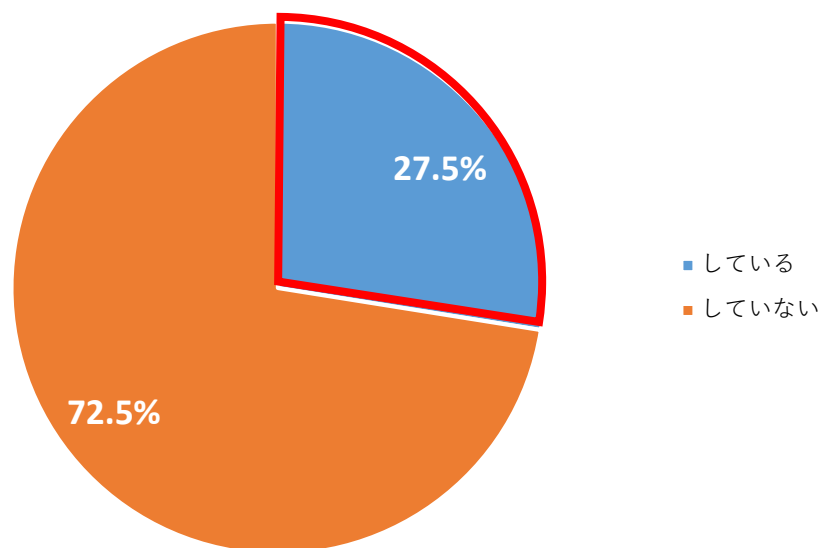
生活支援（保護者に対する支援）（n=261）



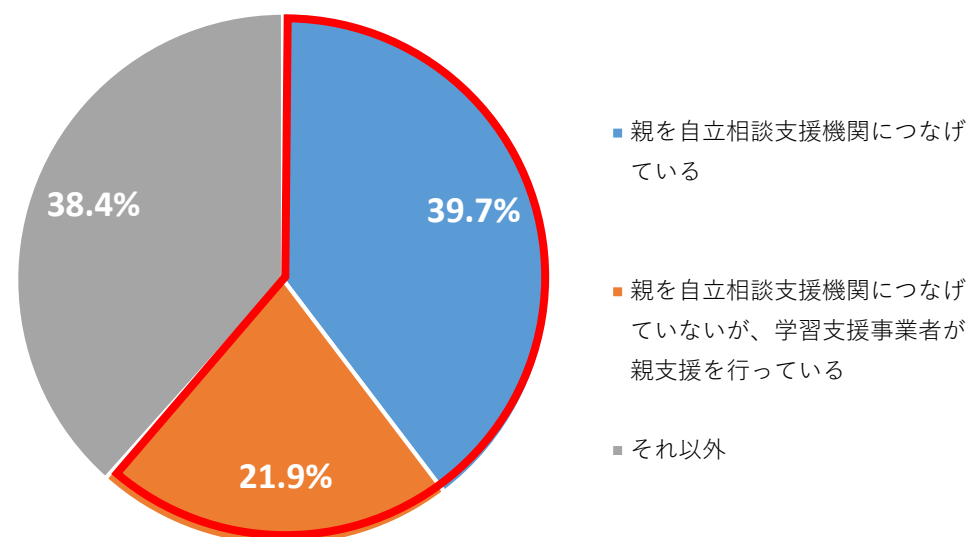
4. 子どもの学習・生活支援事業の実施状況等

- 親への支援については、事業参加の際に自立相談支援事業への登録を「必須」としている自治体は27.5%であり、また、必須としていない場合であっても、61.6%の自治体で、「自立相談支援機関に繋げる」「自立相談支援機関に繋がっていないが、学習支援事業者が親支援を行っている」に取り組んでいる。

事業参加にあたり、親の自立相談支援機関への相談（登録）の必須状況（n=327）



必須としていない場合の対応（n=237）



5. 事例（居場所づくり、専門職や関係機関等との連携）

東京都杉並区

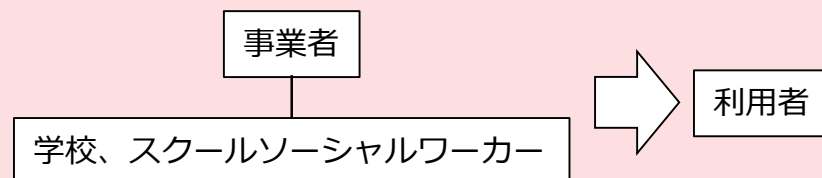
居場所作り

- 「ほっとカフェコース」による居場所づくりを実施
- ゲームやスポーツ、イベント準備、手作り体験等を行ったり、学年の違う子どもやスタッフと話をしたりという自由なスタイル。近隣の学校施設で、月に一度スポーツも行う。毎回ドリンクと軽食等を提供しており、スタッフと一緒に調理や盛りつけ、後片付けにも参加している。
- 高校卒業後を視野に入れた連携先との支援実施
- 就労支援センターの支援員と協力して高校生以上を対象とした金銭教育プログラムを実施。

千葉県松戸市

学校等との連携深化による子どものケア

- 学校、特にスクールソーシャルワーカーとの連携により、課題を抱える子どもへの対応

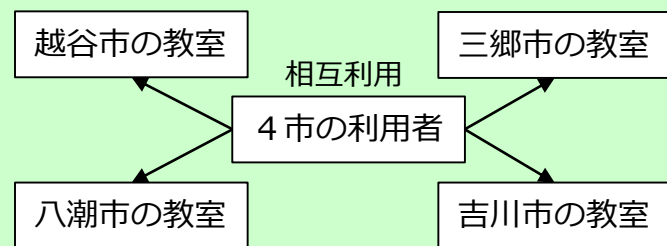
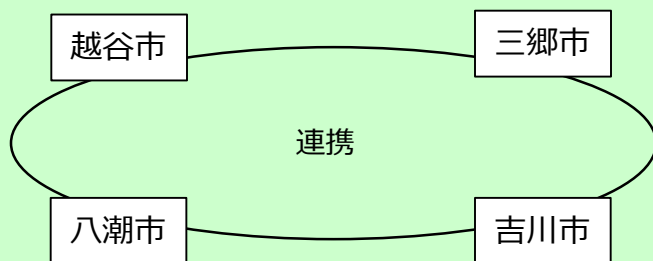


- 事業者とSSWや学校との連携が進み、事業の主管課や事業者間の連絡会議（毎月定例）へ教育委員会も参加し、子どもの情報共有・情報交換が可能となった。

埼玉県越谷市

高校生への切れ目ない支援の事例

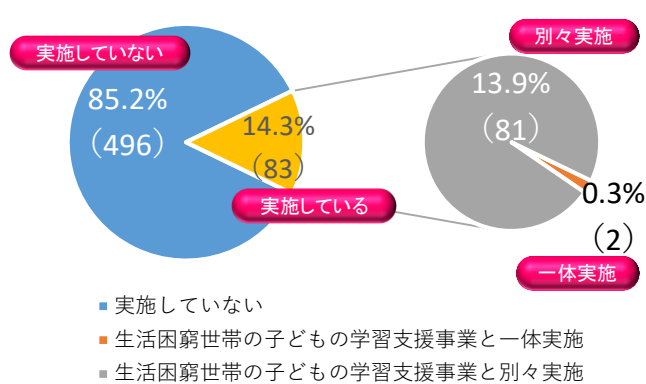
- 他市の高校に通っている子どもが近くにある他市の学習教室に通うことができるよう、三郷市、八潮市、吉川市と連携し、他自治体の学習教室を相互利用できる体制を整備している。また、同じ学校の生徒に学習教室を利用していることを知られたくないという子どももあり、利用する学習教室を選択可能とするなど、プライバシーの保護にも配慮している。



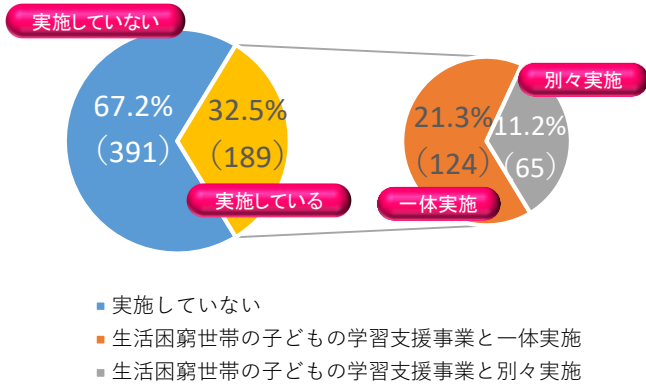
6. 他制度との連携

- 他の学習支援事業と生活困窮世帯の学習・生活支援事業の両事業を実施している場合、一体的に実施している自治体は、「地域未来塾」2自治体（0.2%）、「ひとり親家庭」124自治体（65.6%）、「自治体独自事業」17自治体（29.3%）。
- 生活困窮世帯の学習・生活支援事業は未実施であるが、他の学習支援事業を実施している自治体が99ある。（集計率45%）

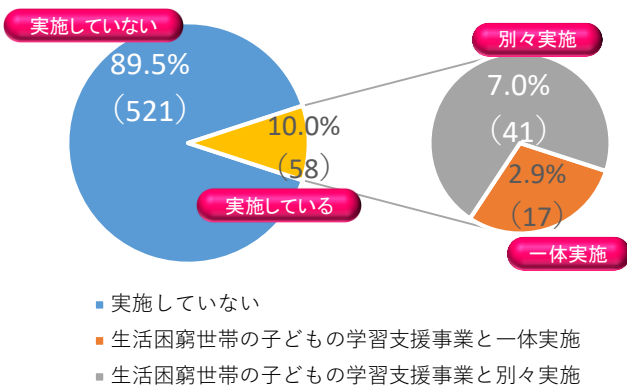
地域未来塾の実施状況（n = 579）



ひとり親の実施状況（n = 582）



自治体独自の実施状況（n = 582）



「地域未来塾」、「ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業」、「その他（自治体独自事業など）」の実施状況

実施状況	自治体数	(うち困窮の学習支援)	
		実施	未実施
3事業(「地域未来塾」、「ひとり親家庭」、「自治体独自事業」)を実施している	2	1	1
2事業を実施している	20	5	15
うち「地域未来塾」、「ひとり親家庭」を実施	8	2	6
うち「地域未来塾」、「自治体独自事業」を実施	9	1	8
うち「ひとり親家庭」、「自治体独自事業」を実施	3	2	1
1事業を実施している	105	22	83
うち「地域未来塾」を実施	21	1	20
うち「ひとり親家庭」を実施	30	16	14
うち「自治体独自事業」を実施	54	5	49

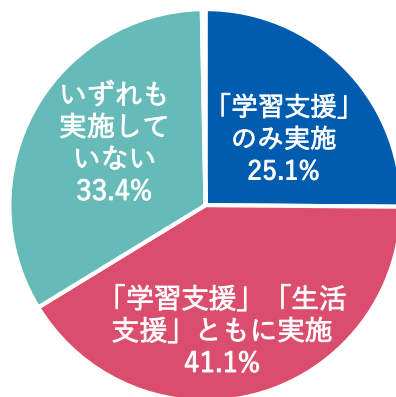
7. 子どもの学習・生活支援事業の支援効果

- 平成30年改正において、学習支援に加え、生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を法律上規定したことにより、こうした生活支援を行う自治体が増加した。また、法改正の効果としては、「基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上等」が最も多かった。

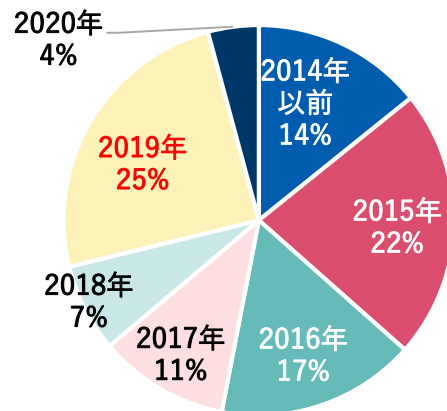
支援効果

実施自治体	576自治体（R2年度）
参加者（実人数）	56,695人（R元年度）

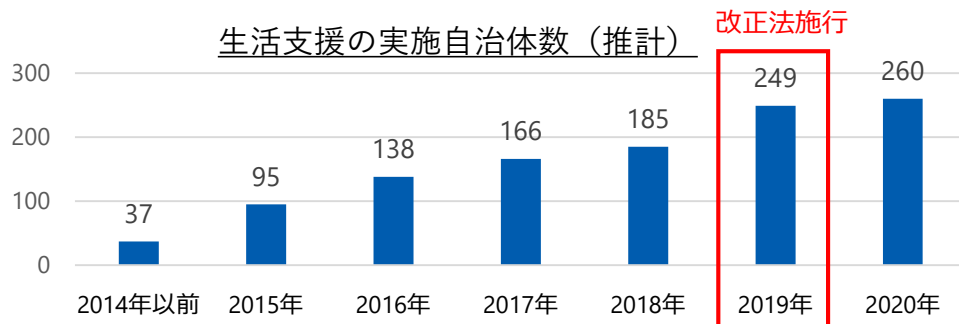
事業の実施状況



生活支援の開始年度

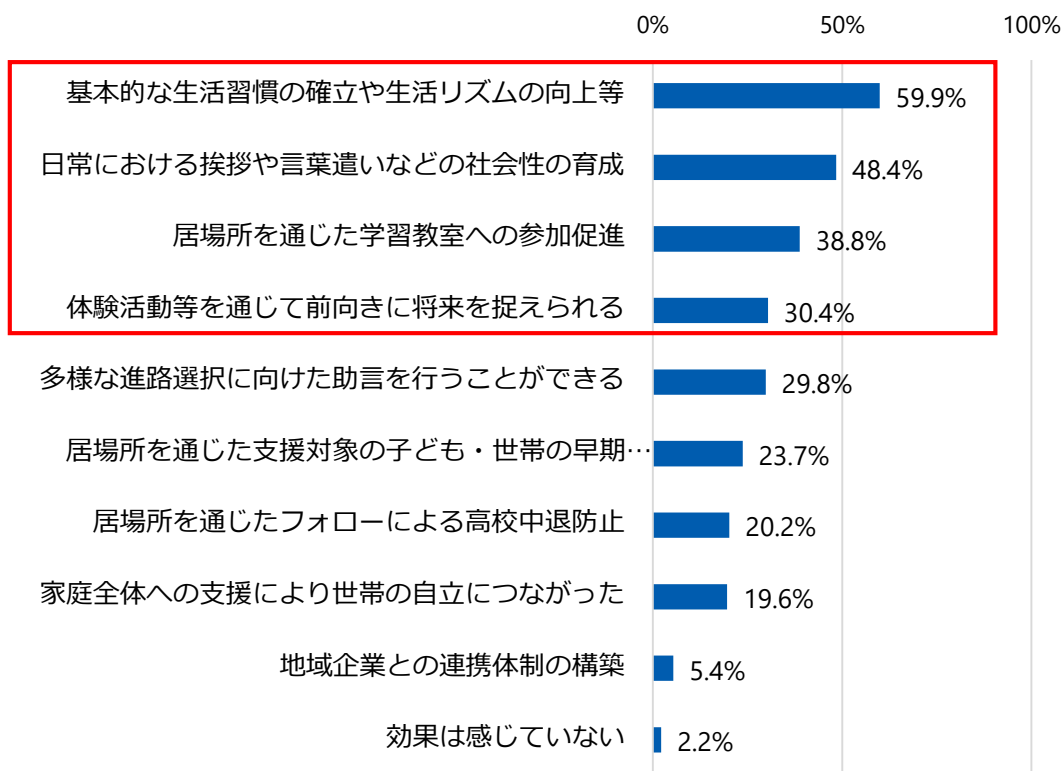


生活支援の実施自治体数（推計）



※1 実施自治体数については、※2のアンケート調査に回答した260自治体の開始年度をもとに推計したため、終了した自治体がある場合は考慮していない。

子どもの学習支援事業の強化（H30改正）による効果



※2 左中・下：令和2年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業」（日本能率協会総合研究所）より作成。

※3 右：令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）より引用。

8. 子どもの学習・生活支援事業の利用者の進学状況等

- 子どもの学習・生活支援事業に参加した中学3年生のうち、高校進学した者は99.2%（令和元年度）であり、全世帯平均値に近い実績である。また、高校中退防止の支援対象者の高校中退率は1.6%（令和元年度）であり、進学状況及び高校中退率は、前年度実績より着実に向上している。

支援効果

中学3年生の進学状況

98.4%（平成30年度実績）（n=9,220）

99.2%（令和元年度実績）（n=13,414）

（参考）高校等進学率

全世帯98.8 %（H30年度）

98.8 %（R元年度）

生活保護受給世帯94.0%（H31.4.1時点）

支援対象者の高校中退率

2.4%（平成30年度実績）

1.6%（令和元年度実績）

（参考）高校中退率

全世帯1.4 %（H30年度）

1.3 %（R元年度）

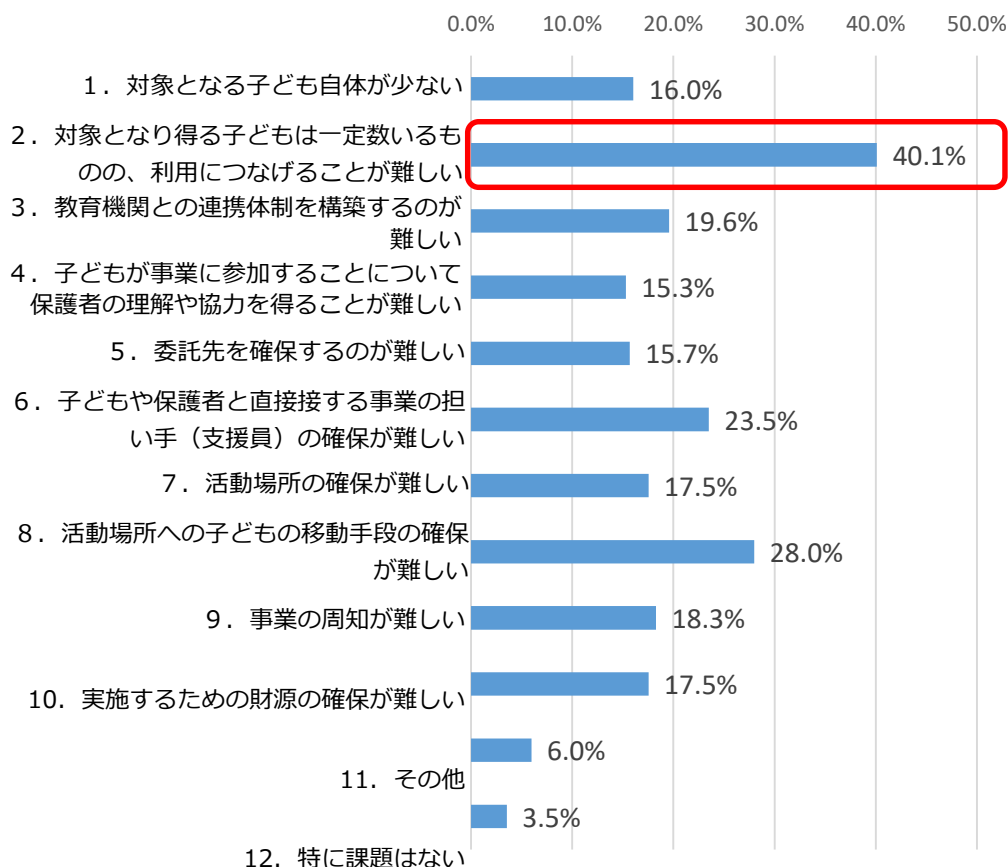
生活保護受給世帯4.1%（H30.4.1時点）

（出典）平成30年度事業実績調査、令和元年度事業実績調査。高校進学率については文部科学省「学校基本調査」、高校中退率については文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」。生活保護受給世帯の実績は厚生労働省社会・援護局保護課調べ。

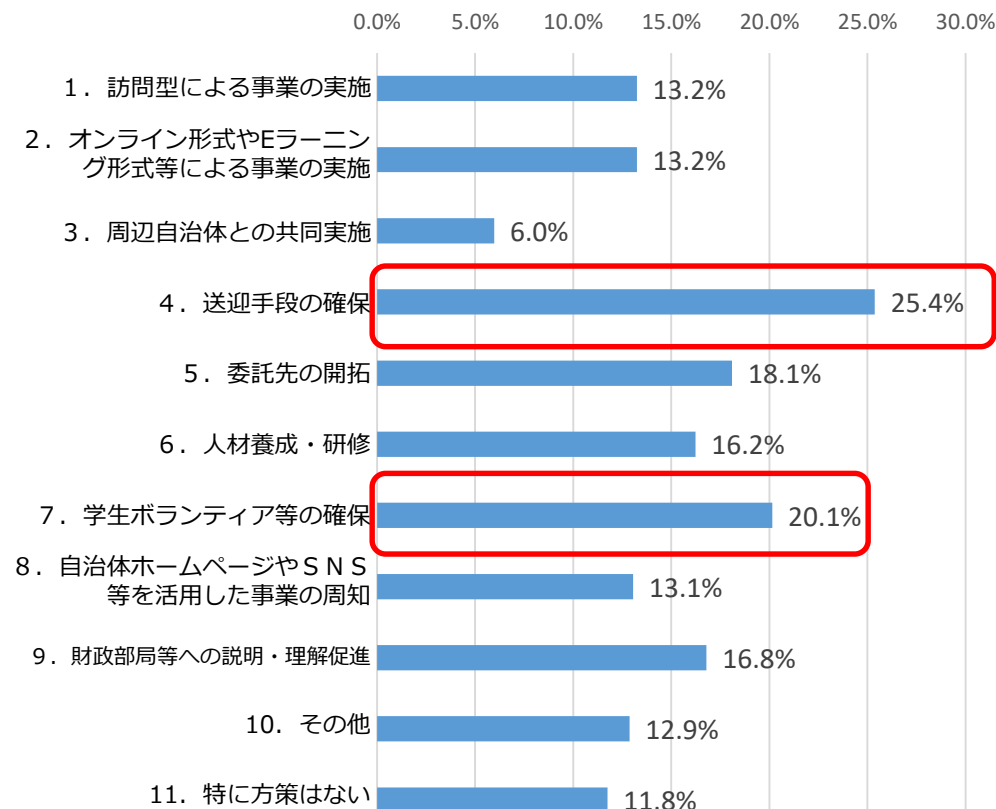
8. 子どもの学習・生活支援事業の課題等

- 事業実施の課題としては、「対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげることが難しい」40.1%が最も多かった。また、課題に対応するために考えられる方策としては、「送迎手段の確保」25.4%が最も多く、次いで「学生ボランティア等の確保」20.1%であった。

事業実施の課題（n=536）



課題に対応するために考えられる方策（n=536）



2. 新型コロナウイルス感染症による 支援への影響等

【データに関する留意事項】

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査

・536件（調査対象：福祉事務所設置自治体、回収率：59.2%）の回答を集計。

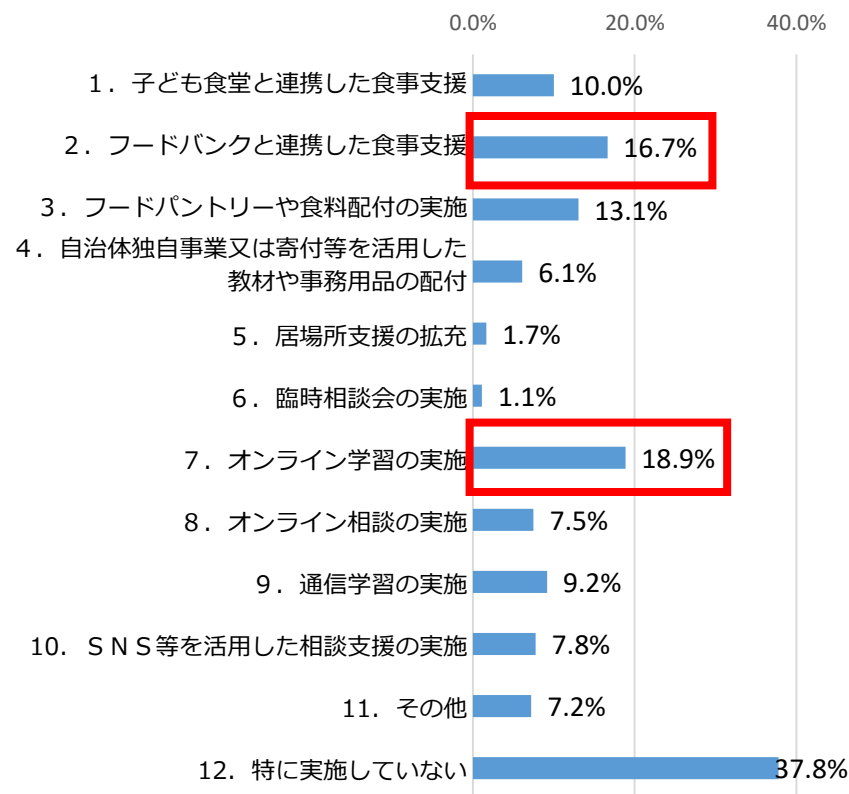
新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応状況

○ 新型コロナウイルスの影響により、「主に子どもに対する取組」を一定期間、開催中止や実施を見送った自治体が多かった。また、コロナ禍における支援として取り組んだ内容では、「オンライン学習の実施」18.9%が最も多く、次いで「フードバンクと連携した食事支援」16.7%であった。

新型コロナウイルスの影響を受けて実施内容等を変更した点
(n = 360)

		1. 開催頻度を減らした	2. 参加人数を減らした	3. 実施内容を変更した	4. 一定期間、開催中止や実施を見送った	5. 特になし	6. その他	全体
主に子どもに対する取組	1. 学習支援	60 17.6%	39 11.4%	72 21.1%	208 61.0%	64 18.8%	25 7.3%	341
	2. 居場所の提供・相談等	40 20.1%	30 15.1%	47 23.6%	120 60.3%	46 23.1%	6 3.0%	199
	3. 家庭訪問での相談支援・助言	21 15.3%	1 0.7%	16 11.7%	51 37.2%	43 31.4%	10 7.3%	137
	4. 体験活動・ボランティア活動等	18 18.8%	10 10.4%	22 22.9%	58 60.4%	13 13.5%	3 3.1%	96
	5. 企業見学・職業体験	8 25.0%	1 3.1%	2 6.3%	18 56.3%	6 18.8%	3 9.4%	32
	6. 大学等学校見学	1 3.7%	2 7.4%	1 3.7%	14 51.9%	9 33.3%	2 7.4%	27
	7. 高校生世代に対する支援	23 15.1%	16 10.5%	35 23.0%	71 46.7%	45 29.6%	7 4.6%	152
	8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	16 15.7%	11 10.8%	23 22.5%	51 50.0%	30 29.4%	4 3.9%	102
主に保護者に対する取組	9. 保護者向け相談会・講座・交流会の開催	8 20.0%	2 5.0%	8 20.0%	14 35.0%	14 35.0%	3 7.5%	40
	10. 電話やメール等による個別相談	6 4.1%	0 0.0%	5 3.4%	5 3.4%	102 70.3%	7 4.8%	145
	11. 家庭訪問による対面相談・助言	23 18.1%	1 0.8%	17 13.4%	40 31.5%	42 33.1%	10 7.9%	127
	12. 進学に必要な公的支援等の情報提供	6 4.5%	1 0.8%	10 7.6%	18 13.6%	83 62.9%	3 2.3%	132
その他	13. その他	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	2 20.0%	4 40.0%	2 20.0%	10

新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだ内容 (n = 360)



(出典) 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」

子どもの学習・生活支援事業のあり方に関する検討の視点

検討の視点 子どもの学習・生活支援事業のあり方について

現状・課題

- 子どもの学習・生活支援事業の実施率は着実に増加しているが、6割程度から伸びが鈍化している。人口10万人未満の自治体、特に人口3万人未満の小規模自治体の実施率が低い。
- 平成30年法改正により生活習慣・育成環境の改善や教育及び就労に関する支援を強化したが、個別の支援内容については、5～6割の自治体の実施しているが、時間や人手のかかる体験学習や保護者に対する相談会、説明会等を実施している自治体は1割未満となっている。また、学習支援のみ実施している自治体は2割程度ある。加えて、高校生の利用者が低い状況である。
- 本事業を実施する上で必要な研修等はなく、また、他団体の取り組みやノウハウを知る機会がほとんどない。
- 学校等の教育機関や福祉部局等との連携は平成30年改正法施行以降、比較的進んでいるが、フードバンクや民間団体、専門職の活用、他の学習支援事業の連携はあまり進んでいない。また、他省庁等が個別に実施している学習支援事業も数多くある。

検討の視点

- 未実施の理由として、委託先の確保が困難（43.9%）、財源の確保が困難（37.5%）、対象となる子どもが少ない（36.8%）などが挙げられており、小規模自治体も含め、どのように実施率の向上を図るか。
- 高校生向けの支援は学習よりも留年や中退防止が課題としてあがっており、高校生の居場所づくりや生活支援を実施して、中学～高校への切れ目ない支援の検討が必要ではないか。また、子どもの家庭が抱える課題への支援に繋がらないため、貧困連鎖を防止するため、生活習慣支援の内容の充実に向けてどのような方策が必要か。
- 支援員が把握しておくべき基本事項（相談を受ける際の留意事項、守秘義務等）の整理や、事業の担い手が相互に経験やノウハウを共有する場が必要ではないか。
- 支援に繋がった子どもが抱える問題は多様であるため、必要な支援にさらに繋がられるよう、更なる連携の拡大や専門職の活用等が必要ではないか。

参考資料

子どもの貧困対策に関する政府の取組み状況

概要：平成25年に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律は令和元年度に改正され、また、同年には子供の貧困対策に関する大綱が策定され、「学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備」や「生活困窮家庭の親の自立支援」等の重点施策を掲げて、関連分野の総合的な取組として対策を推進することとされた。

これまでの経過

年度	全体の動き	子どもの学習・生活支援事業に関する動き
H25	子どもの貧困対策の推進に関する法律（6月成立・公布、26年1月施行）	子どもの学習支援事業開始
H27	子供の未来応援国民運動（4月～）・子供の未来応援基金設立（10月） ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト・児童虐待防止対策強化プロジェクト（12月）	子どもの学習支援事業（困窮者法に位置付けて施行）
H30		法改正を行い子どもの学習・生活支援事業として生活習慣・育成環境の改善や関係機関との連絡調整等の支援強化
R1	改正子どもの貧困対策の推進に関する法律（6月成立・公布、9月施行） 見直し後の子供の貧困対策に関する大綱（11月閣議決定）	

子どもの貧困の状況

生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	前大綱掲載時（H25） → 直近値 <u>90.8%→93.7%</u>
同 高等学校等中退率	<u>5.3%→4.1%</u>
子どもの貧困率	<u>16.3%→13.5%</u>
ひとり親世帯の貧困率	<u>54.6%→48.1%</u>

※文科省事業「地域未来塾」はH27開始
※厚労省子ども局事業「ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業」はH28開始

（出典）「令和2年度子供の貧困の状況と子供の貧困対策の実施状況」（内閣府HP）
19

子どもの貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策に関する大綱

○「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定

○今般の大綱改定は、

①現大綱(平成26年8月閣議決定)において、5年を目途に見直しを検討するとされていること、及び②議員立法による法律改正(令和元年6月)を踏まえて実施。

○平成30年11月の子どもの貧困対策会議(会長:内閣総理大臣)において、令和元年度中に新たな大綱を策定するとされている。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す

子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

①親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握

②支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化

③地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加(指標数25→39)

指標の改善に向けた重点施策(主なもの)

1. 教育の支援

○**学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備

少数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等

○真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

○**妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**

子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等

○**生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

○ひとり親への就労支援 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ(児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業)等の両立支援

4. 経済的支援

○**児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し(令和元年11月支給分～)

○**養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

○**地方公共団体の計画策定等支援**

○**子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用